

調査研究（研修）視察報告書

報告者：自民清風会 築瀬 太

視 察 日	平成25年11月6日	場 所	福岡県筑後市 筑後市立病院
視 察 内 容	筑後市立病院の地方独立行政法人について		
視 察 者	蜂須賀喜久好、柴田 泉、山崎憲伸、田口正夫、山崎泰信、築瀬 太		

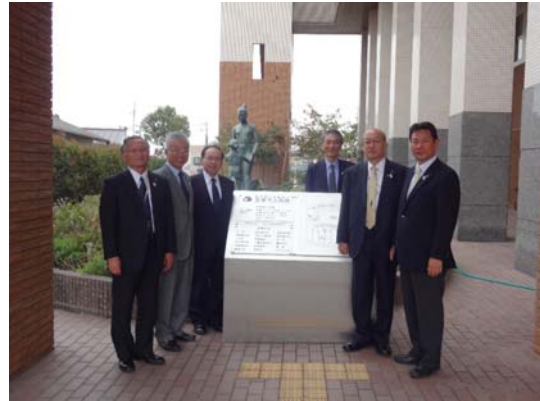
「筑後市立病院の地方独立行政法人について」

筑後市について

県南部、筑後平野のほぼ中心にある田園都市。江戸時代は薩摩街道の宿場町。市中央部でJR鹿児島本線と国道が交差、東部には九州自動車道ICがある広域交通の要衝。隣接する久留米市・八女市との結びつきが強い。
人口：48,512人、面積41.85k㎡、可住地面積41.78k㎡

施設概要

名 称：地方独立行政法人筑後市立病院
住 所：福岡県筑後市大字和泉917番地1
電 話：0942-53-7511（代表）
F A X：0942-53-7515
名誉院長：薬師寺道明（久留米大学名誉学長）
設立団体：筑後市
院 長：吉田正（理事長）
敷地面積：18,553.46㎡
延床面積：13,250.28㎡
構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造
病院本館：地上5階建
病 床 数：一般病床231床（4病棟）
感染症病床2床



地方独立行政法人の経緯について

- 平成19年5月病院事業会計は、平成16年度より赤字決算が続いていたが、病院事業会計が18年度赤字決算になった場合、市立病院のあり方も含めて検討するという議会での発言経過もあり、市立病院が自治体病院であることの見直しを含め、経営形態についての専門組織をつくり検討することとなる。
7月に労使同数の委員で構成する公的関与あり方調査検討委員会を設置。委員会の下部組織として、病院検討部会を設置。
- 平成20年8月、病院部会のまとめを公的関与あり方検討委員会で議論し、部会でまとめた地方独立行政法人非公務員型、「指定管理者」、「民間譲渡」3形態に、地方公営企業法の「全部適用」を加えた、4形態のうちから選択すべきとし、委員会のまとめとする。9月市議会最終日の議会全員協議会において報告。

- 平成20年11月学識経験者や専門家、公募市民で構成された筑後市立病院経営形態検討委員会を設置し、市立病院の在り方など約5ヵ月間議論。
- 平成21年3月、市立病院のあるべき経営形態は「地方独立行政法人（非公務員型）」との答申。
- 平成21年4月、答申を受けて行政と病院との間で「筑後市立病院運営方針検討会議」を発足。地方独立行政法人化移行に向けて調査、検討を行い、平成21年12月に市経営会議で地方独立行政法人へ経営形態を変更とを決定。その後、条例制定など必要な法的整備を進めた。
- 平成23年4月1日 臨時議会にて「地方独立行政法人筑後市立病院中期計画の認可について」が可決となり、地方独立行政法人筑後市立病院が開設。

地方独立行政法人化のメリット・デメリットについて

①メリット

- ・職員定数の規定がないので法人の意思決定で定数管理が可能。
- ・独自給与表の設定が可能。
- ・柔軟かつ迅速な組織・人事管理や弾力的な予算執行により効率的な事業運営が可能。

②デメリット

- ・経常経費の負担
管理部門の拡充に伴う人件費。職員採用試験経費。雇用保険料等の増加
- ・一時的経費、事務処理の負担
人事、会計システム、資産管理システム等新たなシステム導入経費が必要。
名称変更に伴う経費。
議会対策、労使交渉。
各種法人の規程作成、中期目標、中期計画、年度計画の作成事務。

今後の課題等について

- ①医療従事者の確保（医師、看護師）
- ②人事評価制度の導入（一般職）
- ③安定経営に向けた収益の確保
- ④災害拠点病院の指定
- ⑤派遣職員の引き上げとプロパー職員の採用

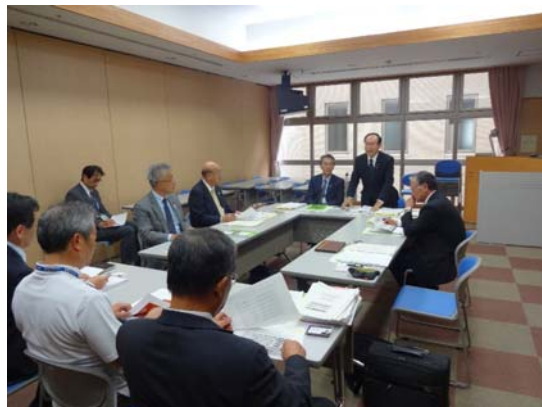


〔所感・岡崎市への提言〕

現在、本市の病院事業は、地方公営企業法の財務規定等の一部を適用しており、人事、予算等は市長の権限として事業経営がなされている。

しかし、経営形態については、地方公営企業法の全部適用の他、今回視察をした筑後市立病院のような、地方独立行政法人化や指定管理者への指定、民間への事業譲渡などがある。

現在、各自治体で民間的経営手法の導入の観点から、自治体病院の経営形態の見直しの動きが広がっており、今回の筑後市立病院の事例は先進的な取り組みであるとともに大変参考になるものである。



本市、病院の経営形態については、西三河南部東医療圏域で唯一の急性期病院として、不採算部門の運営が不可欠であることから、事業譲渡による民営化や指定管理への移行は難しいと考える。

現在は西棟が建設されたところで、まだ放射線治療の供用開始や駐車場や救急病棟などの大型プロジェクトが進行中であるが、今後は地方公営企業法の全部適用、あるいは地方独立行政法人かといった、より自立的経営が可能となる形態への移行について検討が必要になるだろう。

このことは、市政はもちろん、今後の自治体病院としてのあり方や医療圏域のビジョンにおいても、非常に重大な意思決定となるであろう。

そのため、議会としても、特別委員会を設置するなどし、地方公営企業法の全部を適用した場合、地方独立行政法人への移行した場合など、それぞれのメリット、デメリットなどをあらゆる角度から検討し、集中的に調査研究を行う必要があると考える。